

事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日

公益社団法人
日本精神科病院協会 御中

厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課

**平成 2 8 年度補正予算における社会福祉施設等施設整備費の
国庫補助に係る協議等について**

標記について、別添のとおり都道府県、指定都市及び中核市社会福祉施設等施設整備費所管課宛に国庫補助に係る協議について事務連絡が発出されましたので御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知等、ご協力賜るようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等施設整備費所管課 御中
中 核 市 (障害福祉施設及び保護施設)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
障害保健福祉部精神・障害保健課
保 護 課

**平成 2 8 年度補正予算における社会福祉施設等施設整備費の
国庫補助に係る協議等について**

標記の国庫補助金に係る協議については、次の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書を平成 2 8 年 1 1 月 4 日（金）までに各地方厚生（支）局あて提出されたい。

なお、内示までの今後のスケジュールについては、追ってお示しする予定であることを申し添える。

1 平成 2 8 年度補正予算に係る社会福祉施設等施設整備費について

平成 2 8 年度補正予算については、「「未来への投資を実現する経済対策」について」（平成 2 8 年 8 月 2 日閣議決定）にある『一億総活躍社会の実現の加速』させる具体的措置として、障害のある方が安心して生活できる環境作りのためのグループホームや就労支援事業所等の整備、長期入院精神障害者の住まいを確保するためのグループホームの整備、障害者支援施設等における非常通報装置・防犯カメラの設置など必要な安全対策の実施など障害福祉サービスの基盤整備の推進に必要な経費として、約 1 1 8 億円を計上しているところである。

2 補助対象事業について

平成 2 8 年度補正予算の協議にあたっては、補正予算の早期執行の観点から自治体において 1 2 月議会における計上等に努めていただくとともに、予算が確保できているもの（見込みを含む）で対応が可能なものを登録いただきたい。なお、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業に係る整備については、今

回の補正予算の対象外であるので、ご注意いただきたい。

上記以外の取扱いについては、別添「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（案）、「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」（案）及び本事務連絡に基づき協議されたい。

なお、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（案）、「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」（案）については、調整中のものであり、今後、改正までに変更があり得ることを申し添える。

3 整備方針について

（１）整備対象について

近年予算を大幅に上回る協議となっていることから、各都道府県市においては、今回の協議にあたっては、下記優先的整備項目等にご留意いただき、優先順位を付して協議されたい。

なお、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の障害福祉計画に位置づけられているか及び「（２）留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただきたい。また、障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

＜優先的な整備対象整備について＞

ア 一億総活躍社会の実現を図る観点から、障害のある方が安心して生活できる環境作りのためのグループホームや就労支援事業所等の整備、長期入院精神障害者の住まいを確保するためのグループホームの整備を図るもの

イ 防犯対策の強化として、障害者支援施設等（保護施設を含む。）における非常通報装置・防犯カメラの設置など必要な安全対策を行うもの

ウ 地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する施設の移転改築の整備を図るもの

エ 施設利用等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築整備を図るもの

オ 平成２５年１２月の消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの

カ 国土強靱化地域計画に位置づけられ整備を行うもの

キ アスベストの除去等の整備を図るもの

ク 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成１９年１２月２６日医政総発第１２２６００１号、雇児母発第１２２６００１号、障障発第１２２６００１号、保医発第１２２６００１号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの

ケ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に、過疎、山村、離島等に

においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの

コ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの

サ 既存の自己所有物件の建物を改修し、新規に共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を実施するもの

シ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの

ス 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの

セ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

ソ 省エネ設備の整備を行う等、地球温暖化対策に資するもの

（２）留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、障害福祉計画に係る基本方針において「平成２９年度末時点における福祉施設入所者を、平成２５年度末時点から４％以上削減することを基本」としている。

このため、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、第４期の市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

この他、次の事項に留意されたい。

ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるもので

あること

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

オ 建設用地の確保が確実であると認められること

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 当該地域で訪問系サービスや居住系サービスが併せて実施される予定であるもの又は、既に実施されているものであること

ケ 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

コ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること

ただし、都道府県知事が認めた地域移行支援型ホームを含むこと。

サ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること

シ 協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと

ス 公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

セ 新設にあたっては、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児・者の安全面に配慮すること

4 障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について

（１）障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備については、「大規模修繕等」対象事業として行うこととしており、施設と一体的に実施する工事を補助対象としているため、設備・備品のみの購入費用は補助対象にはならないこと。

（２）具体的な工事については、例えば以下のものが考えられるが、施設種別・地域等により必要な安全対策が異なるため、例示以外の工事であっても、安全対策に要する工事である場合には補助対象となること。

- ア 110 番直結非常通報装置を設置する工事
- イ 防犯カメラを設置する工事
- ウ カメラ付きインターホンを設置する工事
- エ 人感センサーを設置する工事
- オ その他、障害者支援施設等の安全対策に必要な工事

5 その他の留意事項について

- (1) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（平成 21 年 10 月 6 日社援保第 1006 第 1 号、障障発第 1006 第 1 号）に基づき、同通知別紙 1 の財産処分（取りこわし）協議書を添付すること。
- (2) 今回の国庫補助協議に当たっては、各都道府県市からの協議内容について、その緊急性及び早期執行の観点から、ヒアリングが必要な案件のみ各地方厚生（支）局におけるヒアリングを行うこととする。協議提出後のスケジュールについては、協議書審査等の進捗を踏まえて対応していく予定であり、適宜お示しするのでご留意いただきたい。
- (3) 最後に社会福祉施設等施設整備費に係る自治体からの要望は年々増加しており、予算の確保に努めてはいるものの全ての要望に対応できる状況にないことをあらかじめご承知置きいただきたい。